生産性向上のための指針

1. 総則

社会福祉法人おあしす新川(以下「当施設」という。)は、介護現場における生産性の向上に 資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、必要な対応を 講ずるための体制を整備するとともに、生産性向上のための指針を定め、入所者の安全並びに 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図ることとする。

2. 生産性向上委員会の設置

(1)目的

生産性向上委員会は、定期開催(2か月に1回)のほか必要に応じて開催し、当施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るために、「入所者の安全及びケアの質の確保」について、「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について、「介護機器の適正使用」について、「職員に対する研修」について検討を行う。

(2) 生産性向上委員会の構成

- ・施設長
- ・事務長
- •特養部長
- · 生活相談員
- · 介護長
- ・介護職員(必要に応じて招集)
- ・看護師長
- ・管理栄養士(必要に応じて招集)
- ・事務員

(3) 生産性向上委員会の業務

- ①介護現場における生産性向上に関する課題の把握
- ②課題解決に向けた対策の検討
- ③対策の実施と効果検証
- ④見守り機器、介護記録ソフト等を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保
- ⑤職員の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ⑥介護機器の定期的な点検、機器不具合のチェックの実施
- ⑦業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する研修の実施

3. 記録の保管

生産性向上委員会の審議内容や活動記録等、当施設における生産性向上に資する取組に関係 する諸記録は5年間保管する。

4. 入所者等に対する当該指針の閲覧について

当施設内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、入所者及びご家族等がいつでも閲覧できるようにする。

5. その他

生産性の向上の取り組みを進めるにあたり、厚生労働省が示している(生産性向上ガイドライン)に基づき業務改善を行っていく

附則

本指針は、令和5年12月18日から施行します。